

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日現在)【公営企業管理局】

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	21	12.5	主事	18	21	12.5	主事級
				技師	3			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	27	16.1	主事	12	27	16.1	高度主事級
				技師	5			
				主任主事(再任用)	3			
				主任技師(再任用)	7			
3級	1 係長の職務 2 主任の職務	7	4.2	主任	7	7	4.2	係長級
4級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務	82	48.8	係長	44	82	48.8	困難係長級
				専門員	37			
				事業所の出張所長	1			
5級	1 主幹又は課長補佐の職務 2 地方機関の課長の職務	19	11.3	主幹	9	19	11.3	主幹級
				課長補佐	1			
				管理事務所長	1			
				事業所の課長、次長、支所長	8			
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	4	2.4	管理事務所長	2	4	2.4	課長級
				南宇和病院事務局長	1			
				総務医事課長	1			
7級	1 困難な業務を所掌する本庁又は委員会等の事務局の課長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	4	2.4	本局課長	3	4	2.4	困難課長級
				参事	1			
8級	1 本庁局長又は地方局部長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	3	1.8	局長	1	3	1.8	次長級
				今治病院事務局長	1			
				新居浜病院事務局長	1			
9級	1 本庁部長、会計管理者又は地方局長の職務 2 困難な業務を所掌する委員会等の事務局の長の職務	1	0.6	中央病院事務局長	1	1	0.6	部長級
合 計		168	100.0					

※等級別基準職務表に規定する基準となる職務については、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第57号)の例による【以下、医療職給料表についても同じ】

2 医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な医療業務を行う職務	14	5.0	技師	14	14	5.0	主事級
2級	1 地方機関の課長の職務 2 高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	125	44.3	副医長	20	89	31.6	係長級
				医長	69			
				部長	36	36	12.8	主幹級
3級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務 3 特に高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	28	9.9	医監	28	28	9.9	課長級
4級	1 本庁局長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長の職務 3 極めて高度の知識又は経験に基づき医療業務を行う職務	115	40.8	医監	95	115	40.8	困難課長級・次長級・部長級
				医局長	1			
				センター長	10			
				副院長	5			
				院長	4			
合計		282	100.0					

3 医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	1	0.4	技師	1	1	0.4	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	103	36.9	技師	90	103	36.9	高度主事級
				主任技師（再任用）	13			
3級	主任の職務	37	13.3	主任	37	37	13.3	主任級
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	34	12.2	主任	34	34	12.2	係長級
5級	1 困難な業務を所掌する係長の職務 2 専門員の職務	91	32.6	係長	44	91	32.6	困難係長級
				専門員	47			
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長の職務	11	3.9	薬剤長、薬剤部次長、技師長	11	11	3.9	主幹級
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	2	0.7	薬剤部長	2	2	0.7	課長級
合計		279	100.0					

4 医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	25	1.8	主任技師（再任用）	25	25	1.8	主事級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	453	33.5	技師	453	453	33.5	高度主事級
3級	主任の職務	165	12.2	主任	165	165	12.2	主任級
4級	1 係長又は看護長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主任の職務	268	19.8	主任	268	268	19.8	係長級
5級	1 困難な業務を所掌する係長又は看護長の職務 2 専門員の職務	432	31.9	看護長	58	432	31.9	困難係長級
				専門員	374			
6級	1 主幹の職務 2 地方機関の課長又は看護部長の職務	6	0.4	副看護部長	6	6	0.4	主幹級
7級	1 地方機関の長の職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の課長の職務	5	0.4	副看護部長	1	5	0.4	課長級・次長級
				看護部長	4			
合 計		1,354	100.0					

5 技能労務職員給料表

等級	級別標準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	1 技術員及び技能員の職務 2 業務員の職務	3	16.7	主任技術員（再任用）	3
2級	1 高度の技能を必要とする技術員及び技能員の職務 2 主任業務員の職務	0	0.0	該当者なし	0
3級	1 技術主任及び技能主任の職務 2 特に高度の技能を必要とする技術員及び技能員の職務 3 高度の経験を必要とする主任業務員の職務	0	0.0	該当者なし	0
4級	1 高度の技能を必要とする技術主任及び技能主任の職務 2 特に高度の経験を必要とする主任業務員の職務	3	16.7	技術員	1
				技術主任	2
5級	1 係長の職務 2 特に高度の技能を必要とする技術主任及び技能主任の職務 3 極めて高度の経験を必要とする主任業務員の職務	12	66.7	技術主任	6
				主任業務員	6
合 計		18	100.0		

※級別標準職務表に規定する基準となる職務については、技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年訓第1367号）の例による